

就労移行支援事業とは

一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行う事業です。



入所案内

18歳以上の身体・知的に障がいのある方で、一般就労を希望し、知識・能力の向上、作業訓練、職場実習、職場探し等を通じ、適性に合った職場への就労等が見込まれる者。

内容

一般就労等への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援等を実施します。

通所によるサービスを原則としつつ、個別支援計画の進捗状況に応じ、職場訪問等のサービスを組み合わせます。

利用者ごとに、標準期間（24ヶ月）内で利用期間を設定します。



プログラム内容

①個別支援計画の作成

②基礎訓練

- ・基礎体力向上のための作業訓練
- ・職業習慣の確立等のためのビジネスマナー訓練
- ・社会生活力向上のための訓練

③作業訓練

- ・パソコン操作訓練
- ・パソコンでの入力業務
- ・印刷業務
- ・書類仕分け、集計業務
- ・商品検品、組み立て業務
- ・封入封緘業務
- ・自転車清掃業務
- ・清掃業務
- ・その他軽作業



④就労支援

- ・求職活動支援
- ・面接訓練
- ・職場実習
- ・職場定着支援

⑤生活相談等



主な行事

- ・桜まつり（地域の皆さんと餅つき等）
- ・秋祭り（秋の祭り）
- ・工場見学等の余暇活動

就職後のフォロー体制（一例）

①障がいのある方の適正把握（アセスメント）・業務分析

②障がいのある方の業務のマッチング・職務の構成（本人ができる仕事を集約）

③本人の実習等での適正把握・支援者による直接支援（具体的に仕事を教える）・課題や問題点の改善提案

④雇用後の事業所内での支援方法（サポート体制）の引き継ぎ・一定期間のフォローアップ

⑤雇用後の定期訪問・相談体制

就労移行支援事業の流れ

（厚生労働省資料より抜粋）



